

平成18年12月

人身取引対策のこれまでの成果

I 人身取引の実態

- 本年1月から10月末までに、警察が50名、入国管理局が34名、婦人相談所が25名の被害者を確認
- 警察では、本年1月から10月末までに、人身取引事犯に関与した被疑者61名を検挙

II 総合的・包括的な人身取引対策

1. 人身取引の防止

- 昨年及び本年の2度にわたり「興行」の在留資格についての基準省令の改正を実施
（「興行」の新規入国者数は平成16年134,879名（内フィリピン人82,741名）、平成17年99,342名（47,765名）、平成18年1月～10月末40,862名（7,365名））
- 性風俗営業者等に対し、客に接する業務に従事する者の就労資格の確認義務を課す規定等を盛り込んだ風営法の一部を改正する法律を本年5月より施行
- 旅券の偽変造や不正使用の防止強化のため、本年3月20日からIC旅券を発行

2. 人身取引の撲滅

- 人身売買罪の創設を内容とする刑法等の一部改正案が成立（平成17年6月）。警察では、これまで5事件で人身売買罪を適用

3. 人身取引被害者の保護

- 婦人相談所では、保護を求めてきた被害者全員を保護（平成16年度24名、17年度112名、本年10月末現在18名）
- 婦人相談所からの委託により、民間シェルター等で一時保護を行うため、17年度から1000万円の予算措置（平成17年4月～本年10月末現在53名の一時保護委託を実施）
- 本年度より、婦人相談所により一時保護された被害者について、無料定額診療事業等の他法他制度が利用できない場合の医療費を予算措置
- 人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の改正案が成立（平成17年6月）
（在留特別許可した被害者数は平成17年47名、本年1月～10月末15名）
- 本年10月末までにフィリピン人女性43名、インドネシア人女性30名、タイ人女性8名、台湾人女性6名、コロンビア人女性1名の合計88名の帰国支援に関与